

# 獨協医科大学の研究費不正運用による取引停止取扱規程

令和元年10月1日制定

## (目的)

第1条 この規程は、獨協医科大学（以下「本学」という。）の教職員が行う研究費の不正運用に加担、協力又は不正運用を誘引した業者について、取引停止の処分を講ずる必要が生じた場合の取扱について定めるものとする。

## (定義)

第2条 取引停止とは、本学が、業者との契約締結を一定期間行わないこと、又は業者と既に締結している契約を解除することをいう。

## (取引停止処分業者)

第3条 学長は、次の各号のうち、いずれかに該当する業者（以下「不正業者」という。）について取引停止の処分を行うものとする。

- (1) 研究費を取引外の用途に運用することを目的として、取引内容を偽装し、その偽装行為に加担、協力又は誘引した業者
- (2) 架空の取引により、研究費を預け金として管理することに加担、協力又は誘引した業者
- (3) (1)及び(2)以外で研究費を不正運用する取引に加担、協力又は誘引した業者

## (取引停止の措置)

第4条 学長は、業者が前条各号のいずれかに該当する場合には、当該不正業者について取引停止を行うものとする。

2 取引停止期間については、学長が決定するものとする。

## (取引停止期間の変更)

第5条 学長は、不正業者について情状酌量すべき特別の事由がある場合には、前条の規定により決定した取引停止の期間について短縮することができる。

2 学長は、取引停止期間中の不正業者について、極めて悪質な事由が明らかになった場合には、前条の規定により決定した取引停止の期間について延長することができる。

## (不正業者への通知)

第6条 学長は、第4条又は第5条の規定により取引停止又は取引停止期間の変更を行う場合には、当該不正業者に遅滞なく通知するものとする。

(他機関で取引停止措置要件が生じた場合の取扱)

第7条 学長は、業者が他の研究機関等から取引停止措置等を受けた場合、諸事情を総合的に勘案し、この規程の定めるところにより期間を定め、取引停止の措置を行うことができる。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、経理部経理課が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究費不正運用による取引停止取扱いに関し必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長の承認を得て、実施するものとする。

附 則 (令和元年 規程第 45 号)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。